

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年11月19日開催 日本証券業協会]

1. 証券会社を取り巻く足元の状況について

- 証券会社各社が公表した2024年度上期決算（4～9月期）は、期間を通じて投資信託を中心とした着実な資金の流入や政策保有株の売却案件が増えたことなどから、大手証券会社を中心に、総じて良好であったと認識している。
- この間には、8月初めの相場急変もあったが、各社からは、個人営業部門において、中長期的な資産形成に向けたコンサルティングや、販売後のアフターフォローなどをこれまでしっかりと行ってきたこともあって、こうした状況においても、投資家は比較的冷静だったとの声も聞かれた、と伺っている。一方、NISA利用者をはじめとした投資経験が少ない方々から、不安の声が上がっていたと承知している。
- 資産運用立国に向けて、証券会社は、顧客の最善の利益に資する金融商品を顧客に提供する重要な役割を担っている。あらためて、顧客のニーズやリスク許容度の確認、商品特性や注意点等に関する説明、販売後のフォローアップについて、より丁寧な対応を行うことで、顧客の利益の最大化を図っていただくよう、お願い申し上げます。
- 今後も、国内・国外の様々な情勢の変化を受け、急激な相場変動が発生する可能性は否定できず、金融庁も相場動向については日々注視している。各社におかれては、顧客が長期・積立・分散により安定的な資産形成を実現できるよう、丁寧な説明や冷静な対応の呼びかけ、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- 経営陣の皆様におかれては、営業現場も含めて、会社の隅々まで目を配り、適切な業務運営が行われているか随時確認いただき、必要に応じて躊躇なく見直しを行うなど、より良いサービスの提供に努めていただきたい。

2. 投資詐欺対策について（偽広告等に関する情報受付窓口の設置等）

- 著名人等になりすましたものをはじめとするSNS上の偽広告等による

詐欺被害については、今年6月に政府において取りまとめられた「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえ、これまでも何回か申し述べさせていただいているところであり、本年9月には、日本証券業協会及び会員各社自身になりすました偽広告等に関する情報収集、偽広告等の積極的な削除要請の実施、金融庁への報告等について要請させていただいたところである。

- 「総合対策」においては、他にも、政府において、
 - 著名人等になりすました偽広告等を含め、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等については、その後の金融商品取引契約へ誘い込むための入口となっている場合、一連の行為を全体として捉えれば違法な金商業に該当する可能性がある旨を明確化すること、
 - そのような偽広告等についての情報収集等を行うための体制を整備した上で、SNS事業者等と連携した投資家等への注意を促すための取組等の推進、を行うこととしている。
- 前者については、今般、金商業者向けの監督指針等を改正し、無登録業者による広告の掲載等が違法とされ得る場合の明確化を行うこととしている。
- 後者については、今般、10月1日付けで、偽広告等をきっかけに投資や投資のアドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭ったなど、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等に係る一般からの情報を広く受け付けるために、金融庁に「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置した。
- 当該窓口に寄せられた情報については、内容を精査の上、偽広告等が特定され、且つ金商法違反となり得る行為が認められるような情報に関し、更なる被害の拡大防止を目的に、当該偽広告等の削除につなげることができるよう、一部のSNS事業者に対し、金融庁からの情報提供を開始している。
- 冒頭に申し述べた本年9月に要請させていただいた情報収集に際して、もし顧客等から著名人や有名企業等を騙るような偽広告等からの投資被害についての照会等があった際には、金融庁における当該窓口への情報提供についてもご案内いただけると幸い。

3. Japan Weeks について

- 9月30日から10月4日をコアウィークとして Japan Weeks 2024（ジャパン・ウィークス 2024）を開催した。本年は、昨年の25件を大幅に上回る70件のイベントが開催され、非常に盛況であった。イベントの準備・実施やプロモーション等にご協力いただいた方々に感謝申し上げる。
- 特に全国証券大会及び資産運用フォーラムにおいては、石破総理及び加藤金融担当大臣から、「資産運用立国」の政策をしっかりと引き継ぎ、更に強力に発展させるとともに、これに加え、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資大国の実現」を経済政策の大きな柱の1つとしている。」とのメッセージを頂いた。
- 具体的には、金融分野に関連しては、
 - より幅広い層の家計が長期安定的な資産形成を実現する
 - 企業の統治・経営の改革を強化して、持続的・構造的な賃上げと投資を促進する
 - まだ十分に発達余地がある分野への資金供給（地方創生、社会課題解決に向けた投融資やスタートアップ投資等）を促進する
 - このため、適切な資金供給と投資成果の家計への適切な還元がなされるよう、企業や経済活動と家計を橋渡しする資産運用業や年金等のアセットオーナーの強化を図ることを促進していく方針であることを発表した。
- 本イベントにおいて、重要なことは、イベント数、集客数というより、如何に、活発に行われた議論や様々な方からいただいた有意義なご意見等を、資産運用立国、投資大国への取組みに適切に反映できるかかどうかと考えている。そういう意味で、しっかりとフォローアップしてまいりたい。金融機関の方々には、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

4. NISA 推進戦略協議会（第2回）について

- 8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことを受け、
 - ・ 個人投資家の動向に係る分析結果
 - ・ 相場急変時における各業界（各金融機関）等の対応事例・課題

- ・ 金融経済教育の推進に向けた取組み

について、情報共有・意見交換等を行うべく、10月29日（火）にNISA推進戦略協議会（第2回）を開催した。協議会においては、業界から、日頃の取組みも含め、対応事例の紹介があったところ。

- 金融庁からは、NISA推進戦略協議会のメンバーに対し、
 - ・ 販売機関、商品を組成する金融機関等における、日頃からのものも含めた、顧客への対応等のための態勢整備
 - ・ 相場急変時等における実態把握（NISA口座を通じた金融商品の売買状況、顧客からの問合せ・苦情状況等）の官民の連携による体制整備への協力
 - ・ J-FLEC等の業務も活用しつつ、顧客（NISA口座保有者）との接点を最大限に利用した、日頃からの金融経済教育の提供等の実施の3点を要請したところ。
- 引き続き、金融機関の皆様にもご協力をお願いしたい。

5. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQCへの移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融ISAC、CRYPTREC事務局、FISC、日銀金融機構局、NISCが参加。

- 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、

システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預取以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

6. 販売会社における顧客本位の業務運営の実践状況等に関するアンケート調査について

- 2024年10月4日、顧客本位の業務運営の実践状況等に関するアンケート調査を発出した。
- 各金融機関においては、アンケート調査を通じて、自らの販売・管理態勢等を見直しする機会として活用いただきたい。一部金融機関に対しては、アンケート調査結果を踏まえたヒアリングを依頼予定。各金融機関に過度な負担をかけないように効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

7. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,050事業者を掲載）。

※なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。
金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定である。

8. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 10月23日から24日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介したい。
 - ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、本年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFII）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBFIIにおけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関するG20ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
 - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024年の「G20サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、10月25日にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
 - ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるためのG7サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。
- 本年12月から南アフリカがG20議長国を、来年1月からカナダがG7議長国を務める予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

9. 令和6年11月8日から的大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日から的大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(以 上)